

第1回

新宿区次世代育成協議会

平成26年7月24日(木)

新宿区子ども家庭部子ども家庭課

午後 3時01分開会

○事務局 定刻になりましたので、平成26年度第1回新宿区次世代育成協議会を開催いたします。本日はご多忙のところ、またお暑い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。早速ではございますが、まず、当協議会の会長であります中山弘子新宿区長からご挨拶を申し上げます。

○中山会長 皆様こんにちは。区長の中山でございます。本日はお忙しい中、新宿区次世代育成協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

平成17年度に設置いたしましたこの協議会も、おかげさまで10年目となりました。昨年度、ご就任いただきました第5期の委員の皆様には、日頃から新宿区の次世代育成支援施策へのご協力をいただきますとともに、次世代育成協議会の場で大変有意義なご意見を頂戴しておりますことを心から感謝申し上げます。

さて、新宿区では、妊娠期から世帯形成期までのライフステージを見通した総合的な次世代育成支援施策を推進するために、新宿区次世代育成支援計画起草部会を設けまして、平成27年度から平成31年度までの第3期新宿区次世代育成支援計画の策定作業を進めております。また、これとあわせまして、平成27年度から開始されます子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、子ども・子育て支援事業計画専門部会を設けて、ニーズ量を踏まえた子ども・子育て支援事業計画の策定を進めているところです。起草部会員、専門部会員の皆様には、各部会の場におきまして、大変貴重なご意見をいただいておりますことを感謝申し上げます。

本日、この協議会では、これまでご議論していただきましたことを踏まえまして、いよいよ計画全体の骨子（案）や、保育、教育の整備目標量の見込みなど、具体的な論点に入らせていただきます。新宿区がより一層、子育てしやすいまちであると区民の方々に、特に子育て中の方々に、実感していただきますよう、皆様と手を携えて次期次世代育成支援計画及び子ども・子育て支援事業計画を策定してまいりたいと考えておりますので、本日の協議会、大変盛りだくさんで資料もたくさんですけれども、どうぞ皆さん忌憚のない活発なご意見をいただきますように、よろしく願いを申し上げます、開会のご挨拶といたします。

皆さんどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 次世代育成協議会条例第7条で、本協議会の定足数は委員の半数以上と定められておりますが、本日、44名の委員のうち現時点で36名の方に出席していただいておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、まず初めに、当協議会の事務局を担当する職員のご紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

○事務局 次に、本日の資料の確認をさせていただきます。非常に大部の資料になります。まず、事前に送付させていただいている資料からご説明をさせていただきます。まず、本日の次第の後に、資料1として、「第五期新宿区次世代育成協議会委員名簿」を添付させていただいております。それから、資料2でございますが、少し分厚くなりますけれども、「新宿区次世代育成支援事業推進状況一覧」という冊子を添付させていただきました。それから、資料3として、「第五期新宿区次世代育成協議会における部会について」という1枚を添付させていただいております。それから、資料4として、「子ども・子育て関連3法に基づき区が定める基準について」をA4横の資料で添付させていただいております。それから、資料6として「子ども・子育て支援事業計画のイメージ」、これは計画の表のイメージを1枚つけさせていただいております。それから、資料7としまして、「子ども・子育て支援事業計画における圏域の設定について」という資料がございます。カラーの地図のついた資料です。これは恐縮ですが、事前送付させていただいた資料内容に誤りがありましたので、今回、差し替え資料の配付をさせていただいているところです。それから、資料12が「新宿区次世代育成支援計画 課題と方向性(案)」です。いわゆる骨子(案)という位置付けになりますけれども、5枚つづりのものを配付させていただきました。本日改めて、さらに加えて、資料5として「人口推計資料」をお配りしております。A4縦1枚の表になった人口推計資料ですが、内容に見直しが入りましたため、この資料を入れさせていただきました。それから、資料8「保育・教育に関するニーズ量について」として、①から③まで幾つかのパターンで表の資料を添付させていただいております。それから、資料9、資料10、資料11として、学童クラブに関する資料がございます。これを3枚添付させていただいております。

このほかに、本日の机上配付として「すくすくジャパン!」という、政府が作った制度周知用のパンフレットになりますが、改めてこの制度の全体像を把握していただくために参考として配付をさせていただいております。それから、「思春期の子どもと向き合う」という、子育て支援課で実施する連続講座がございますので、その案内チラシも添付させていただいております。それから、もう一つ、本協議会の委員が所属している、新宿通級児親の会「Switch」から、「子どもたちの魅力に気づいてあげたい」というサブタイトルがついた資料の提供をいただきまして、これも机上配付をさせていただいているところです。

以上、非常に大部の資料になりますので、お持ちでない、何か足りないという方がありましたら、挙手していただければ事務局職員が席までお届けしますので、よろしくお願ひいたします。

す。いかがでしょうか。

それでは、早速議事のほうに入らせていただきます。

○中山会長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

進行につきまして、今日、大変大部の資料と、それから内容も濃密なものとなっておりますので、どうか皆様ご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、お手元の次第に従って進めてまいります。

まず初めに、次第3です。次世代育成協議会委員の変更について、事務局の子ども家庭課長からご説明いたします。お願いします。

○事務局 それでは、資料1の委員名簿をご覧くださいと思います。新しく、次世代育成協議会委員となられた皆様をご紹介します。

(新任の委員紹介及び委員挨拶)

○中山会長 それでは、次第4の報告事項を、子ども家庭課長からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料2に基づきまして、説明をさせていただきます。この事業をざっとご覧いただきまして、事業数として230番までである事業になります。具体的にどの事業がどうということをお場では申し上げませんが、事前に送付させていただいた内容を改めてご確認くださいまして、これだけのことを新宿区はこれまで進めてきたということもご理解いただきながら、後ほどご質問、ご意見があればお願いしたいと考えております。

○中山会長 それでは、次に、報告事項(2)です。新宿区次世代育成協議会の部会について、お願いします。

○事務局 それでは、資料3のご説明でございます。似たような資料をご覧になったことがある委員の方も多いかと思うんですが、改めまして、本日、この部会の性質というか、位置付けというところをご説明申し上げたいと思います。ご案内のように、子ども・子育て関連3法が公布されまして、その中で各区市町村が、それぞれの地域の子育て代表者等々を入れた会議体の設置に努めるようにという努力義務が課されております。新宿区としては、従来から着実に実績を積み上げてきた次世代育成協議会という条例設置の会議体がございますので、それを新宿区の地方版子ども・子育て会議として、その機能を内包するものと位置付けております。このことは、従来も説明させていただいたところですが、ただ、この44名で細かい保育の目標量などを議論するというのは、いささか現実的ではないということもございまして、協議会委員の中から部会員の方を選定させていただいて、計画全体の骨子を組み立てる起草部会、それから専らニーズ量や事業量の辺りを決めていく専門部会、この2つの部会を、5月、6月と、

それぞれ2回開催させていただきました。本日添付させていただいている資料は、そのときの議論も踏まえて、現状をこういった形でご提示しているものでございます。まずそのことをご理解いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○中山会長 それでは、議題4の報告事項（1）新宿区次世代育成支援事業の進捗状況についてと、今、説明がありました、報告事項（2）次世代育成協議会の部会について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、次第5です。この議題が本日の協議事項になりますけれども、ここにつきましても、まず先に（1）、（2）、（3）のご説明をしましてから、皆さんと意見交換、質疑応答等を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第5、議題（1）子ども・子育て関連3法に基づき区が定める基準について、説明をお願いいたします。

○事務局 これから子ども・子育て関連3法に基づき、区が定める基準について説明をいたします。その前段として、改めてこの新制度の概要を、今日お配りした、真ん中に「すくすくジャパン」と書いてある国のパンフレットに沿って、かいつまんで説明したいと思います。

子ども・子育て支援新制度については、平成24年8月に3つの法律が公布されました。1つ目は、子ども・子育て支援法という新しい法律です。2つ目は、認定こども園法という、既存の法律を一部改正する法律。3つ目は、これらに関連する法律をまとめて一部改正する法律。この3つの法律に基づいて、新制度が実施されることになり、平成27年4月に施行予定とされています。正式に決定はしていませんが、全国の自治体が、想定のもとに準備を進めているところです。

それでは、表紙をおめくりください。2ページの上から5行目あたりに書いてありますけれども、新制度の内容は、非常に多岐にわたっておりますが、その目的を一言で申し上げますと、幼児期の学校教育や保育、また地域の子育て支援を質量ともに充実していこうというものです。そのために、国として、全国で統一の仕組みを作り上げ、そのための財源は、消費税率の引き上げによって確保しますよと、そういう仕組みでございます。

新宿区では、これまでも待機児童解消対策として定員の拡大に努めてきており、また、就学前の子どもの成長と、発達段階に応じた保育、教育を一体的に行うという、子ども園の設置を進めるなどしてきました。また、先ほどの進捗状況の報告のところでご覧いただきましたように、各種子育て支援施策も充実させてまいりました。区としては、こうした既にある施設や

事業を、新しい制度にあわせて再構築していくとともに、利用意向、ニーズ量に即してサービスを整理していくことになります。

それでは、次のページをご覧ください。新しい制度におきましても、これまでと同様に、幼稚園、認定こども園、保育園があります。また、右のページの下半分のところには地域型保育というのがあります。これは、言葉としては新しいものですが、4つの事業が認可事業として位置付けられています。まずは、家庭的保育、これは新宿区でも「保育ママ」として実施をしているところです。それから、小規模保育、これも新宿区では「保育ルーム」として事業を行っております。それから、事業所内保育、居宅訪問型保育と、4つの事業が位置付けられています。これらの地域型保育は、3歳未満のお子さんが利用する事業となります。

なお、「保育ママ」という呼称について、「ママ」という言葉は適切ではないというご指摘をいただいております。そのとおりであると考えておりますけれども、この保育ママという通称が非常に広く使われているため、制度をご理解いただくに当たって、より分かりやすい用語として、この場では使わせていただきますのでご了承ください。

それでは、次のページをご覧ください。その他の子育て事業、例えば、一時保育、病児保育、それから学童クラブ、放課後児童クラブ、こういったものが新しい法律に基づく事業として位置付けられています。これらは、地域子ども・子育て支援事業と呼ばれるものです。

6ページの右下をご覧ください。この新しい制度に基づきまして、区としては、子ども・子育て支援事業計画を策定することになっております。皆さまには、ニーズ量、そして、事業計画を内包する次世代育成支援計画についてご議論をいただいているところです。

それでは、次のページをご覧ください。新制度では、保育の必要性を認定するという手続きが新たに加わります。現在は「保育に欠ける乳幼児を保育する」というものですが、新制度では、「保育を必要とする乳幼児を保育する」ということで表現が変わっております。

8ページの右上をご覧ください。この認定は、年齢や保育の必要性の程度に応じて3つに分かれ、1号、2号、3号となっております。1号の場合は、3歳以上で、幼稚園等を利用することとなります。それから2号は、同じ3歳以上ですけれども、保育の必要性があるお子さんについて、保育所、または認定こども園の長時間運用です。それから3号認定は、3歳未満で、保育が必要というお子さんが該当します。真ん中に利用の流れの図がありますが、認定の申請という新たな手続きが加わりましたけれども、保護者の方々にとっては、これまでと大幅な変更があるわけではございません。まだ決まってない詳細もありますので、区として確定したことが言えない状況ですけれども、例年どおり10月以降に入園などの申し込みを受け付けていく

予定です。これにつきましては、8月5日号の広報で概要をお知らせする予定となっております。またそれ以降も、記事を掲載して、利用者の皆さまに混乱がないよう努めていきたいと思っています。

それでは、次のページをご覧ください。左のページに、保育を必要とする事由が記載されています。新制度において、保育園などを利用できる要件ががらっと変わってしまうということではございません。現在の法律において保育に欠けるとされている事由が基本となっております。

以上、非常に大まかな説明で恐縮ですけれども、時間が限られておりますので、本題のほうに入っていきたいと思えます。

資料4をご覧ください。「子ども・子育て関連3法に基づき、区が定める基準について」という資料です。最初に、区が定める基準とは何かという点をご説明いたします。先ほどパンフレットでご覧いただいたように、新制度でも、保育園、子ども園、幼稚園は、この制度の中に当然位置付けられています。それが、この1ページ目、左上の図の「施設型給付」となっているところです。それから、地域型保育の4つの事業ですが、こうした施設の事業者が新しい制度のもとでサービスを始めるに当たっては、都道府県や区市町村の認可が必要となります。施設については東京都が認可しますし、地域型については区が認可をすることになります。ですので、地域型給付とある4つの事業の横に「新宿区（認可）」とあります。この認可をするための基準を一つ条例で定めなければいけないこととなっております。

また、この施設と地域型とあわせて、事業を運営するに当たっては、「これだけのことは最低守ってくださいね」という基準があります。こちらを同じく条例で定めるということになります。この図でいうと、資料4-②に書いてあるところの「新宿区（確認）」という部分です。この確認というのは、認可されたことを前提として、さらに新制度の給付対象として確認するという新しい手続きを指しています。言い換えますと、確認が行われないと、認可されただけでは、新制度のもとでの給付対象にならないということになります。さらにもう一つ、先ほどパンフレットのところで触れました学童クラブにつきましても、この設備運営基準を条例で定めるということになります。ただ、こちらは認可や確認といった手続きは必要ございません。

それでは、次のページをご覧ください。条例を制定する考え方を図にしました。今、ご説明した基準については、国が、元になる府省令を公布しており、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」から構成されております。新宿区では、保育ママと呼ばれる家庭的保育、保育ルーム、小規模保育事業については、既に実施基準がございますので、こういったものを踏まえながら、

新宿区の条例として制定していきます。現在区の実施している基準が、国の基準を上回っている項目が幾つかございますので、それらは基本的に維持する方向で案を作成しております。

それでは、基準（案）を個別に見ていきます。資料4－①の地域型保育事業の設置及び運営に関する基準をご覧ください。これは、地域型保育である保育ルームや保育ママとして位置付けられている事業の認可をするときの基準です。これらを満たしていないと事業ができませんということになります。この表は、左に規定する項目がありまして、4つの事業ごとに列を分けています。また、小規模保育事業は3つの類型に分かれていまして、A、B、Cということまで列が分かれております。ここも、ポイントだけをかいつまんで申し上げます。まず、最初のページ、保育従事者というところですが、左から2番目の列の家庭的保育者につきましては、国基準では保育士、または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村が認める者という規定になっていますけれども、それだけでは足りないと考え、現行の実施基準にあわせて保育経験を有する者という規定を追加しております。その隣の、小規模保育事業というところのB型については、職員数のうちの6割以上は保育士としました。国基準では、2分の1以上が保育士となっておりますけれども、現行の基準にあわせて6割以上としたところ です。

それでは、次のページをご覧ください。職員数です。これらは、基本的に保育所の認可基準に準じたものとなっています。ポイントとしましては、小規模保育事業のA型、B型、そして事業所内保育事業の定員19人以下のところでも共通しますが、保育所に準じた職員数を配置した上で、さらに1を足した数以上を配置することになっております。前回の部会で、1歳、2歳児について、6人に1人という配置では厳しいのではないかというご意見もいただきましたが、この合計数にさらに1を足すというところで対応できると考えておまして、国の基準どおりとしたいと考えております。

次のページをご覧ください。3ページの設備というところ です。これも、基本は保育所の設備基準に準じたものになっています。ここは、参酌すべき基準ということで、待機児童解消のため基準を緩和したらどうかというご意見もいただいたところですが、これらに位置付けられている事業は、そもそもが、文字通り小規模なものとなります。全体としての広さがそれほどないところで、基準を緩和しますと、施設としての広さが十分に確保できないというところから、この国の基準は維持したいと考えております。

それでは、次のページをご覧ください。4ページの耐火基準等です。こちらは、耐火耐震につきまして、国の基準にさらにより安全を確保するという観点から上乘せをしております。例えば、小規模保育事業のA型というところ です。国基準では、2階以上に設ける場合としてい

ますが、区では、1階にあっても避難所に有効な位置に非常口を設置し、2方向の避難経路を確保することを追加しております。認可基準につきましては、以上で終わります。

次に、資料4-②です。こちらは、保育園等、それから地域型保育事業を運営するに当たって、これだけは守ってくださいという内容を定めたものです。利用者に対する手続きの説明、会計処理、それから秘密保持、情報公開等、そういった運営面で判断する基準であって、保育環境を直接的に決定するものではないので、国基準のとおりとしたいと考えております。

それでは、次のページをご覧ください。資料4-③です。こちらは、学童クラブの設備運営に関する基準です。基準の定め方につきましては、最初に説明いたしました認可基準と同じ考え方に則って案を作成しております。一般原則（対象）という項目ですが、現在は「1学年から3学年まで」を対象としているところ、拡大して「小学校に就学している児童」としておりますので、これは国基準どおりとしたいと考えております。また、その2つ下の職員数のところですが、国基準では「ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる」とされておりますけれども、この規定を削除した上、「一の支援の単位40名以下につき2名以上を配置する」ということで、ここは国の基準に上乘せたいと考えております。

以上、区が定める基準について説明を終わります。

○中山会長 それでは、次に、議題（2）の保育・教育に関する量の見込み及び整備区域の設定について説明をお願いします。

○事務局 まず、量の見込みについてです。いちばんの基礎資料になるところが、人口推計でございます。資料5をご覧ください。実は、26年3月の次世代次世代協議会で、一定の大枠として、これぐらいのニーズ量になりそうだという数字を一度ご報告させていただいております。そのときに計算の基礎とした分母は、今回のこの資料の下段でございました。この人口推計は、通常的人口推計手法に基づきまして、事務局側が算出した人口推計でしたが、その後、本年4月1日現在の実際の子どもの数等々、新しい数値データが出てくるに従って、非常に不整合が目立ってきたということがあり、問題を持っておりました。

一方、新宿区のシンクタンクである自治創造研究所が、人口推計を専門的に研究していただき、正式に、人口レポートとして公表しているものがあります。それは、国勢調査をベースにした人口推計ですけれども、その国勢調査の人口推計の考え方を、住民基本台帳ベースに落とし込みまして、改めて、新宿区として本当に責任を持てる人口推計を割り出す必要があるだろうということになりました。このたび、自治創造研究所を中心に新しく積算し直し、この人口推計でいきたいというものを示したのが、今回の新人口推計になります。

特徴としましては、0歳の数が、緩やかに全体として計画の最終年度に至るまでずっと増加傾向にあるということが基本になっております。0歳、あるいは年齢と年度によっては、数字の違いが目立つ部分もございまして、それが最終的なニーズ量計算の母数になっております。今回、ニーズ量を算定にするに当たっては、この基礎となる人口推計が変わっているということを、まずご説明させていただきました。

それで、次の資料6をご覧くださいませでしょうか。ここから数字の話ばかりで非常に恐縮ですが、子ども・子育て事業計画とは何ぞやというところになります。理念といたしましては、具体的な数値目標を掲げて、きちんとその確保方策をうたうものです。例えば、保育ニーズに関して言えば、平成29年度末には待機児がゼロになるという計画を作るということが、基本的な国の基本方針として示されております。当然、東京都や新宿区でも、29年度末を待つことなく、少なくとも保育所その他子育て支援事業の待機児はゼロにしたいということでニーズ量算定をし、どのように整備していくかをうたっていくこととなります。

この資料の表ですが、先ほど説明いたしましたとおり、1号が3歳から5歳の幼稚園ニーズ、そして2号が同じく3歳から5歳の保育ニーズ、そして3号が0歳から2歳までの保育ニーズということになります。1番左側のところに、黄色から始まる、東南地域云々とありますが、これは新宿区を一定の地域に区切りまして、それぞれの地域の中でニーズ量を見越して、例えば、それに対応する保育所はあと何か所作ります、あるいはもう作りませんというところの計画を作っていきます。

ただし、一番下に区内全域という欄があります。この趣旨ですが、幼稚園のニーズに関しましては、私立幼稚園がかなりの担い手となっております、区外の私立幼稚園に相当数のお子さんが行っていらっしゃるし、逆に区外から新宿区内の私立幼稚園に相当数のお子さんが来ているという関係がございまして、ですので、幼稚園ニーズに関しては、保育所ニーズとは違った区域設定の考え方をとっているというところでございまして。

次に、資料7をご覧くださいませと思います。今回、新宿区を3つの区域に分けた場合の圏域のイメージでございまして。ちなみに、提供区域、施設整備区域を2つないし3つに分ける考え方というのは、高齢者福祉の介護保険制度にならっております。介護保険制度においても、新宿区を西、中央、東というふうに分けて計画を立てているところですが、子どもについては、当然高齢者とは違う考え方で区域設定をさせていただいております。黄色の東南地域、ピンク色の中央地域、水色の西北地域と、このような形で設定をさせていただいております。この考え方というのは、区内の保育所の整備状況、地理的条件、それから子どもの利用者の状

況、就労している保護者が多いのか、就労形態に一定の特徴があるのかというような地域の特性のようなものも加味しております。それらを踏まえて、この3つの地域に分けて設定をさせていただきます。

次に、資料8-①をご覧ください。昨年度、次世代育成支援に関する調査として、0歳から5歳までの未就学児保護者2,500名に調査票をお送りし、そのうち53.5%の方から回答をいただきました。先ほど申し上げた新人口推計に基づいて、そのご回答をニーズ量とし、ニーズ率を割り出して分母に掛けた数字ということになります。

ここに記載させていただいているとおり、就学前児童数（0歳から5歳）という一番上のオレンジの部分、27年度以降の人口推計に基づいた0歳から5歳までの子どもの数です。その下の水色部分が、幼稚園等の3歳から5歳のニーズ量と、それから働き方の分類上は保育園ニーズとなるんですが、両親ともフルタイムで働いていて、保育園に入れないからという理由でなく、幼稚園を希望してお子さんを通わせていらっしゃる方の、そういう幼稚園ニーズもこの欄に入れさせていただいております。それから、次の黄色部分が、保育施設の需要数です。2号が3歳から5歳、3号が0歳から2歳ということで記載しております。中央の表は、実際の受け入れ枠と定員を記載させていただいているものです。一番下の表が、上の表の数値から中央の表の数値を引いたときに、不足があれば黒字で示されて、「あとこれだけ作る必要があるね」ということが見えてくる表になります。区の全体でこうやってみると、あたかも幼稚園、保育園、それら全てが、定員のほうがニーズよりも上回っているような見え方をしておりますが、もう1枚おめくりいただいて、資料8-②をご覧くださいと思います。

これを年齢別に解析した場合、この表になります。27年度以降5年間のものを記載させていただいておりますが、例えば27年度は、幼稚園のニーズで言えば、黄色の3歳児の欄に66名と黒字で入っています。保育園のニーズに関しましては、黄緑の1歳児の欄のところに39名が黒字であるというふうに、不足数が見えてくるというところです。ただ、こうして見たときに、保育園は1歳児の枠が足りないだけなのかというところは、実際に待機児が出ている実感と果たして合うかというところがあるかと思えます。

恐縮ですが、もう1枚おめくりいただいて、資料8-③です。先ほど、地域の保育所の整備状況等々に応じて、区内を3地域に分けたと申し上げましたが、その肝は、実はこういった分析をした上でということになります。東南の地域について、出張所管内で言えば四谷、箆笥、榎、角筈という地域になっておりますけれども、ご覧のとおり、今後もずっと保育所が不足していくということが非常に予測されています。特に箆笥町地域は、ファミリー型のマンション

がどんどん建っているエリアになっておりまして、子どもの数が今後相当数増えていくだろうと予測されておりますので、今後、このまま保育所整備が進まないと、こういったように不足数が出てくるということです。

一方、中央地域なんですけれども、ここは、比較的高齢化が進んでいる若松地域があります。大久保の戸山団地、あるいは若松の戸山ハイツ等々大きな団地があつて、かつては小さいお子さんもいっぱいいて、それなりに保育園もありました。ですが、ご案内のとおり、どんどん高齢化が進み、施設の数はいんだけれども、子どもの数はさほどいないというところで、非常にこのエリアで保育所の定員のほうが過剰供給ということになっております。もちろん、これがこのまま空いているのではなく、ほかのエリアからこのエリアに通園しているお子さんもいらっしゃるということです。

それから、表の一番右側の西北地域となっているのが、戸塚、落合第一、落合第二地域です。こちらのほうは、特に落合地域での用地や施設の確保が非常に難しいエリアでございまして、なかなか保育所整備が進んでこなかったというところもあり、現時点でこちらのほうも不足が予想されています。そういうところが、このように圏域や年齢で分けると見えてくるという資料でございます。数字ばかりで大変恐縮でしたが、保育、教育ニーズに関しては以上になります。

○事務局 それでは続いて、資料9から11につきまして、ご説明させていただきます。

まず資料9が、区の調査結果に基づく学童クラブのニーズ量です。まず、1(1)の表の一番右端にあるニーズ量計というところをご覧ください。低学年については1,574人と出ており、高学年については369人という数字が出ております。これを1(2)の年度ごとのニーズ量というところで見ますと、27年度の1,943人から、31年度の2,127人となっています。現在、新宿区の学童クラブの総定員が1,356人ほどですので、相当上回る数が出ております。1(2)の表の右端のニーズ率ですが、低学年は30.2%です。このニーズ率につきましては、現在の学童クラブに在席している小学校1年生から3年生までのお子さんの利用率からすると、それほど変わりありません。現在も3割程度の利用ですので、ニーズ率そのものは変わらないんですが、人口が増えていること、また高学年にも一定の利用希望があるということで数が大きくなっております。

次に、2の放課後子どもひろば事業を勘案した学童クラブニーズ量の表をご覧ください。現在学童クラブは夜7時までやっておりますが、放課後子どもひろばは最大6時までです。区の調査において、放課後子どもひろばの利用時間帯を現在の学童クラブと同等に拡大した場合に、

ひろばの利用を希望すると回答した保護者の方が、低学年、高学年とも3分の1以上と相当数いらっしゃいました。それを差し引きますと、ニーズ量は、低学年で1,083人、高学年で198人となります。2(2)の年度ごとのニーズ量については、27年度の1,281人から31年度の1,406人となり、ニーズ率も20.8%と4%に落ちます。この数で見ますと、現在の総定員と比べまして、30年度まではほぼその範囲内でいけそうですが、31年度は若干上回るという形になります。

続きまして、資料10をご覧ください。今回の調査では、放課後子どもひろばの時間延長ということを考えれば、区全体として施設が足りないということがそれほど出てこないわけですが、ご案内のように、現在でも定員をオーバーしているところが相当数ございます。一方、定員を下回っているところもあり、個々の学童クラブによって需要が違います。

現状のままでは定員をオーバーすることが想定される場所について、そのニーズへの対応ということですが、現在、幾つかのことをまだ検討中というところでございます。1つは、入所希望者、特に低学年のお子さんにつきまして、定員を大幅に上回るご希望があつて、さらに今後も重要度が見込まれる地域につきましては、学童クラブの改修や増設等を含めて、定員の確保策を検討していきたいと考えております。2つ目としまして、今回の調査の中で、夏季長期休業中のみの学童クラブの利用希望についてもアンケートしております。そこでも、相当の利用希望がありましたので、年間を通した利用だけではなく、学校長期休業中のみのスポット利用登録の新設も検討していきたいと考えております。3つ目としまして、学童クラブ利用要件に該当するお子さんについては、放課後子どもひろばに学童クラブ的な付加機能をつけたサービスの仕組みを導入するというのも検討してまいりたいと考えております。

続きまして、資料11をご覧ください。学童クラブの定員についての考え方です。今回、基準の条例を制定するにあたり、国基準の1.65平米以上ということを中心に、検討してまいりたいと思っております。

参考として、現在の区立学童クラブの専用室面積の資料をお付けしておりますが、この面積については、まだ精査をしなければいけない状況がございます。というのは、完全に事務室等が別になっていて、学童クラブのお子さんだけが利用する専用室がはっきり区分できるような学童クラブもあれば、専用室の中に簡単に事務コーナーを作っているような学童クラブもあるといった違いがございますので、専有面積についてはもう一度しっかり出していきたいと思っております。この資料は、いま仮に出ている面積を1.65平米で割り返してみるとこういう数字になるというもので、左から3行目のところに、1.65平米で割り返した際の人数を出

させていただいています。例えば、1番の信濃町学童クラブで言いますと、現在測定している専有面積で割り返すと40.73人、現在の定員は40人、また近隣小学校は四谷小学校で、4月1日現在の在籍者は52名と、そうした参考の表としてお作りしたものでございます。

雑駁ではございますが、説明は以上です。

○事務局 それでは続いて、資料12をご覧ください。第3期次世代育成支援計画の骨子案について説明させていただきます。まず、第3期次世代育成支援計画の骨子案を制定するに当たりましては、現計画の5つの目標を柱とする方向で検討してまいりました。その中で、起草部会において目標と施策をつなぐ資料が必要というご意見をいただきましたので、この資料を作成した次第です。目標ごとの現状や、課題と方向性についても、様々なご意見をいただきましたので、それらのご意見も踏まえながら、施策体系を制定いたしました。この資料の1枚目から4枚目に、目標ごとの現状と課題を記載しておりますけれども、一つひとつの内容につきましては、時間の都合上、ご説明を省略させていただきたいと思っております。

それでは、5枚目をおめくりください。真ん中に、現計画の施策の体系がございます。右側が、第3期次世代育成支援計画の施策の体系案、骨子案となっております。現計画は15施策ございますが、第3期のほうは20施策に増やしております。変更点についてご説明いたしますと、まず、目標1の施策1「すべての子どもが大切にされる社会のために」については、近年、家庭で適切な養育が受けられない子どもや、子どもの命まで脅かされる事例が増えてきており、子どもの虐待等に対する社会の意識も高まってきています。そのため、①として「すべての子どもが自分らしく育ち社会に参加する権利」というものを設定し、②として「すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利」と分けまして、②で児童虐待やいじめの問題への取り組みについて示していくということを考えております。

続きまして、施策2「子どもの生きる力を育てるために」につきましては、子どもの成長は個人差が大きく、発達等に関して保護者や周囲の人の理解を得た上で、子どもの成長に則した支援を充実させていくことが重要であるため、②「成長段階に応じた発達と自立の支援」というのを設けまして、発達支援の取り組みについてここで示していきたいと考えております。施策4につきましては、新たに「国際化社会を生きる力を育む」という施策を設けまして、多文化共生のまち新宿区の特性を生かした国際理解を進めるための取り組みについて示していきたいと考えております。

次に、目標2についてですが、施策1については、子育て支援を妊娠・出産を起点として実施することをより分かりやすくするために、「安心な妊娠・出産からはじめる子育て」という

施策名から「妊娠・出産からはじまる子育て支援」という言葉に変更したいと考えております。

続きまして、目標3ですが、施策2を「都市型保育サービスの充実」という施策名から、「就学前保育・教育環境の充実」に変更したいと考えております。具体的に申し上げますと、増大する保育需要に引き続き的確に対応するため、子ども・子育て支援事業計画によるニーズ調査の結果や、保育園待機児童数などを踏まえまして、就学前保育・教育環境の整備による保育園待機児童の解消対策、また、多様な就労形態に応じた保育サービスの充実、人材・施設等による保育サービスの質の確保及び幼児教育環境の充実などについて、示していきたいと考えております。続きまして、施策3「放課後の子どもの居場所の充実」につきましては、現計画で「学童クラブの充実」となっていたものを2つに分けまして、①「学童クラブの充実」、②「児童館・放課後子どもひろば等の充実」として、それぞれの取り組みについて示していきたいと考えております。次に、施策4についてです。障害のある子どもの状況に応じた組織医療や、多様化するケアに対応するため、さらに支援の仕組みを検討する必要があるということで、「特に配慮が必要な子どものために」という施策4はそのまま残しました。続きまして、施策5です。ひとり親家庭の就労による自立支援のために必要な生活基盤等の構築、それから経済基盤の安定のための継続的な取り組みといったことを示すために、ここに設定しております。続きまして、施策6「外国につながる家庭、子どものために」におきましては、多言語での生活情報の提供や、日本語の習得につながる継続的な取り組み、こういったものを示していこうと考えております。

続きまして、1つ飛んで、目標5につきましては、若者支援ということを新たに内容に加えることにいたしました。そのため、「ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりを推進します」という目標名を、「社会の一員として自分らしく生きられる環境づくりを推進します」というものに変更しております。その上で、施策1につきましては、「仕事と子育てが調和できる取り組みの推進」という施策名から「ワーク・ライフ・バランスが実現できる取り組みの推進」に変更して、ここでワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みという内容を示していこうと考えております。施策3につきましては、近年雇用状況が大きく変化しており、特に非正規労働者が増大して、若者が将来に対して不安を抱く大きな要因になっていることや、フリーターやニート、自殺の問題が発生しているという状況がございます。そのため、新たに「若者支援策の総合的な推進」というものを設定しまして、その取り組みについて示していこうと考えております。

続きまして、左側の基本目標というところをご覧ください。次世代育成支援計画では、新宿

を子育てしやすいまちだと思ふ人の割合を増やすということを数値目標として掲げております。昨年度実施した次世代育成支援に関する調査では、新宿区を子育てしやすいまちだと思ふ人の割合について、就学前児童保護者が47.0%、小学生保護者が54.9%と、いずれも目標値の45%を超えております。また、小学生保護者は目標値を大きく上回りました。それらを踏まえ、次期計画の31年度の目標値については、現計画の計算方法と同様に計算しまして、就学前児童の保護者は55%、小学生保護者の目標は65%という数字を目標値にしたいと考えております。

骨子案の説明は以上です。

○中山会長 ありがとうございます。大変大部な資料で、また数字等が多く、読み取りやお聞き取りいただくのが大変なところもあったかと思ひます。これから、本日の協議事項でございます、子ども・子育て関連3法に基づき区が定める基準について、また保育・教育に関する量の見込み及び整備区域の設定について、そして第3期次世代育成支援計画骨子案について、ご質問、ご意見等をいただきたいと思ひます。

委員の皆様、発言される方は、初めにお名前等をおっしゃっていただいでご発言いただけたらと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、この協議事項3点について、ご質問、ご意見等、どのようなことでも結構ですから、どうぞいい議論ができますようによろしくお願ひ申し上げます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 児童相談センターというのは、児童福祉法で申しますと、東京都の中央児童相談所でございます。都内全域の児童相談所を支援しておりますが、場所が小滝橋にございまして、新宿区内なものですから、日頃から中山区長はじめ、新宿区の皆さん、あるいは今日お集まりの委員の皆さんにも大変お世話になっておりますことに、まずもってお礼申し上げたいと思ひます。

最近、虐待が非常に目立っており、厚木市の事件ですとか、足立区でも居所不明と言ひますか、生存が分らないようなお子さんの事件がございました。私どもも大変苦慮しているケースも多いのですが、ただいまご説明いただきました資料12の5ページ目で、現計画と次期計画案を比較する中で、真ん中の現計画の目標3のところ、「虐待予防及び被虐待児と家庭」という項目があったのを、目標1の「すべての子どもが大切にされる社会のために」というところと包含して書いていただいたのは、私、非常にいい案だなと思ひました。と申しますのは、確かに虐待予防という言葉があると具体的に分かる反面、親御さんが「自分とはちょっと関係ないな」と思ひてしまいます。大体どの親御さんも自分が虐待なんかするわけないと思ひてい

らっしゃる方が多いものですから、むしろ、ここにある1①と②ですね、特に②の「すべての子どもが人として尊ばれ守られる権利」と包含して書いていただくのは、私はとてもいい計画だと思ひまして、ちょっと意見を申させていただきました。

○**中山会長** ありがとうございます。それでは、ほかにご質問でもどんなことでも結構ですので、よろしくお願いいたします。いかがですか。はいどうぞ。

○**委員** 教育・保育に関するニーズ量について大変いい資料をご提示いただいたと思います。新宿区全体としては、あたかも定員が十分に増えるけれども、実は年齢によって大変違いがあるということが分かる。また、さらに地域で見ると、地域ごとにもムラがあって、整理しなければいけないところが見えてくる。これに基づいて、どういう地域にどういう年齢向けの施設を整備していけばいいかと、だんだん見えてくるという趣旨の資料だったと思います。その中で、ちょっと私が分からなかったのは、地域を3分割にしたときに、その3分割したところを越えた施設には行けないのかと。もし行けるんだとしたら、3分割をする意味がもしかしたら薄れるんじゃないのかなと思ひまして。どうしてかと言いますと、ある出張所の地域で、非常に子育て施設が足りないところが出てきたとします。お母さん方にすれば、隣の出張所の地域にどこか空いているところはないかなとご覧になると思うんです。3分割した地域を越えようが越えまいが行けるんだとしたら、分析するときには、3分割するより、特別出張所ごとに見て一番少ないところに集中的に支援をしていく。特にその周りの特別出張所は、さらに余裕がないところに対して支援をしていこうということで、そういう資料があると分かりやすいんじゃないかなという気がします。

○**中山会長** ありがとうございます。それでは事務局のほうから、なぜ今回、ニーズ量の把握で地域をこのような形で3つに分けたのか、説明をお願いいたします。

○**事務局** こちらは、例えば、学校で言うところの学区域というような考え方とは全く異なるものでして、利用者さんの側から見ると、自分の家からコンパスで半径を書いた円内のなかで、一番利用しやすい施設を選んでいただけるという仕組みがまずございます。このように地域を分けた理由ですが、今後、新制度において、保育園を作りたいというお話があったときに、基本的に面積基準、人員基準さえ守っていれば認可されてしまう、東京都が認可すべきものとする、という仕組みになっております。現在は株式会社も非常に参入意向が旺盛ですけれども、実際問題、新宿区として現実にもう供給過剰なエリアに、いくら空きビルなり空き地なりがあったところで、新宿区の計画を無視して作られては問題です。例えば西新宿の再開発等々で将来的に人口増が予想される地域とか、笹筒地域や落合地域など、足りないところの整備が進ま

ないということであれば、計画の意味もなくなってしまいます。

ですので、今後、施設整備等をして積極的に一定の定員を確保していく地域と、そうではない地域という考え方で、この3分割の設定をさせていただいております。

○中山会長 いまお話ししましたように、この計画では、事業者に手を挙げていただいたときに、本当にニーズがある地域に施設整備ができるよう考えています。そういった意味で、区全体を一つの地域とする考え方もありますし、もっと小さくする考え方もあるかと思いますが、事務局としていろいろ検討をした結果、このような3地域という形で分けるのが最適と考えたところです。

○委員 その中で、ここは整理したい、ここはいいかなという色分けがおありになるということですね。

○中山会長 そうですね。またこの計画は、今の時点でのものですので、状況が変わる中で常にローリング、見直しをしていくことが必要であると私は考えております。

ほかに、どのようなことでも結構ですので、ぜひご意見等をいただけたらと思います。

はいどうぞ。

○委員 目標1について、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。今、普通級における発達障害児に対する支援ということが議論されておまして、発達障害児に対する支援は充実してきたという話を、先日の起草部会でさせていただきました。そして、これから先、求められていくことは、発達障害児を取り巻く周囲の子どもたちに対する教育であるということを示し上げました。

今日、特徴的なことがありましたのでちょっとご紹介させていただきます。今日、息子がNHKの取材を受けました。番組になるかどうかまだ分からない段階ですが、電話で「今、困っていることはありますか」という質問を受けまして、それに対し「僕は実はあまり困っていません。以前ほどは困っていません。」と答えました。それはなぜですかと聞かれ、「僕の特徴をみんなが許諾してくれているからなんです。」と本人が言ったんです。そして、「僕の特徴である、字が書けないとか、聴覚過敏が物すごくひどいとか、あるいは切り替えができなくて朝学校に行くことができないとか、療育のために早退する日があるとか、そういう特徴のことを周囲が理解してくれていて、許諾してくれるから、僕はここに居場所がある」というようなことを言いました。つまり、それは周りのお子さんに対する教育が非常に行き届いているということだと思えます。

新宿区には、発達障害児だけでなく、外国にルーツを持つお子さんですとか、ひとり親の

ご家庭のお子さんですとか、いろいろな背景を抱えたお子さんがいらっしゃいます。人っているいろいろな人がいるんだということを、周りのお子さんたちや親御さんたちがしっかり理解してくださることが非常に重要なことではないかということ、先日の部会でもお話しさせていただきました。区からは、それに関しては確かに必要な視点だから、本文の中で取り上げていきますという報告があったんですけども、本文の中ですと、具体的な施策が目出しできないということになります。総論賛成各論反対ではございませんが、できれば、周囲のお子さんの理解に対する教育というものを目出ししていただければありがたいと考えます。

○中山会長 ありがとうございます。ご意見については、今後も十分議論をして、受けとめていけるような方向で考えていけたらと思います。先生からよろしいですか。

○福富副会長 部会の中で今と同じような発言をいただきまして、大変重い発言というか、重要な視点だろうと私は思いました。今のお話では特に、発達の障害を持つ子どもの問題としてお話があったんですが、実はこれは、決してそれだけではありません。最後のところのワーク・ライフ・バランスに関する女性についての問題でも、女性に対する支援云々ということだけではなくて、それをどう周りが受け入れるかという教育も必要なんだというところに結びつくわけです。

そこで、これをどう具体的に目出しし、項目を立てるかということになりますと、どのように位置付けるかがとても難しいだろうと思うんです。決して障害がある方の問題だけではないと私は思いましたので、そういうところで、もう少しこれは検討すべきことなのかなと。本当に大事な問題ですので、どうそれを反映できるかということは、もう少し検討させていただきたいなと思いますけれども。

○中山会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

それでは、ほかにかがでしょうか。どうぞ。

○委員 起草部会等でお話した中で、学童クラブという文言を残してくださいというお願いが反映されていることにつきましては、大変ありがとうございます。学童クラブと児童館、放課後子どもひろばというのは全く別のものなので、次期計画案の中で、目標3の3①、②という形で、ぜひ2つ項目立てしてくださいという希望を、そのまま形にさせていただきありがたいです。

それに加えて、資料4-③の中にもありますように、国のほうでも、学童保育の指導員、支援員の質を高めるために、ぜひ研修義務を与えてくださいという形になっています。それが区の方にも反映されているので、この次期計画案の「学童クラブの充実」の後に、質の確保という言葉が入るとなるとお厚みがあってよい言葉になると思い、検討をいただきたいということが1

点です。

また本日、学童クラブのニーズ量などの資料をいただきました。初めて目にするので、この場でニーズ量がどうだと言えるような精査はできていませんが、資料11の「学童クラブの定員の考え方」について、子ども総合センター所長から現在精査中であるというお話はあったものの、実際の利用者からするとこの定員数でもきついという話がかかなり出ています。1.65平米で割り返した場合、現在の定員よりも人数が増えているところはいくつか見られるんです。もちろん減っているところもありますが、私どもの考えであれば、定員数を1.65平米の面積で割った場合には、今よりもかなり全体的に定員数が低くなるだろうと思っていました。ですが、例えば東五軒町ですと、現在の定員数が60人のところ、1.65平米で割り返した際の人数では87.67人とかなり増えています。東五軒町の利用者からは、今の利用者の69人が全て入ると、子どもたちがゆっくり休めるようなスペースもないと聞いておりますので、ぜひ資料11をもう一度精査して、本当に必要なところというのはいかほどのかというのを考え直していただきたいと思います。もう1点は、学童クラブの長期休みについてです。長期休みのスポット利用を認めて、皆さんの利用ニーズに応えましょうという考え方は素晴らしいのですが、長期休みのときに人数がとても多くなってしまい、1.65平米が取れなくなった場合は、その子どもを受け入れないのですか。また、指導員の方の立場からしますと、子どもを一定時間預かればそれで第二の家庭になれるわけではなくて、やはり長い時間かけて子どもたちの育ちを見ていく場が学童クラブであるという話をよくされているので、その過程で行けば、長期休みだけ預かるというやり方が本当に子どもの育ちに良いことでしょうか。これらの点、部会でも申し上げたんですが、いま一度お考えいただきたいなと思っております。以上です。

○中山会長 今のご意見について、事務局の方から説明があれば、お願いします。

○事務局 それでは、ご説明させていただきます。大きく2点あったかと思えます。資料11について、単純に1.65平米で割った数でいいのかどうかというご指摘についてですけれども、こちらはあくまでも参考として、現在想定されている学童クラブの面積を、国基準の1.65平米で割るとこうなりますということを単純にお示しただけのものとなります。この数をそのまま定員にすると決めたということではありません。あくまでも考え方として、国基準の1人あたりおおむね1.65平米以上ということを基本に、今後十分検討していきたいと考えております。例えば、東五軒町の場合、資料で87.67人となっているが、現在の69人でも全員入れればいっぱいいっぱいだというお声があるということですが、様々なお声があるということについては承知をしており、しっかり受けとめながら考えていきたいと思っております。

一方で、例えば平均出席率などを全体的に見ますと、平成24年度当時の区立学童クラブ26所では、月曜日から金曜日で平均すると大体80%ぐらいです。また、長期休業中ですと、全部平均すると60%ぐらいというところで、本当に全員が一緒に揃うということはそれほど多くないということになります。また、例えば東五軒町学童クラブで言えば児童館と併設になっておりますので、その活動スペースを有効に活用したり、学校内であれば、ひろばや校庭のスペースを活用するなど、そうした様々な工夫の中でやらせていただいているという状況でございます。

また、スポット利用についてですが、子どもを長期的に見られないことはどうなのか、そして、スポット利用の子どもがたくさん来て1.65平米を守れなくなった場合はどうなのかというご意見でございます。ご指摘のとおり、学童クラブというのは、第二の家庭、生活の場として、資格を持った指導員が一人ひとりのお子さんをじっくり見ていくところです。その意味では、長期休業中のみの利用となりますと、そうした視点から外れる部分は出てきてしまうかなとは思っております。一方、例えば、3年生までで学童クラブが終わってしまうけれども、新4年生の春休みや夏休みがちょっと心配、というお声もいただいています。普段はひろばや児童館を利用できるから過ごす場があるけれども、朝早くから過ごせる場がないのは心配だ、といったお声も勘案しながら考えていきたいと思っております。

また、スポット利用を仮に設けた場合、通年利用の在籍状況がいっぱいいっぱいのところに、更にスポット利用をどこまで受け入れるのかということについても、ご指摘のようなことがあるかと思っておりますので、そうした点も含めてじっくり検討してまいります。

○中山会長 それでは、よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見、どんなことでも結構です。はい、どうぞ。

○委員 3番目の次世代育成支援計画の骨子案についてお聞きします。

資料12のところで、「新宿区が子育てしやすいまちだと思ふ」人が、もともと20年度の時には35%前後だったものを、26年度までに10ポイント上げて45%にしようという計画を立てられ、実際、それを大幅達成し、20ポイント近く上がりました。その大幅達成されたものを、今回、31年度までに更に10ポイント上げていこうということで、すごく意欲的な目標を立てられていると思っております。それを達成するにあたって、前回の20年から26年に、皆さんが「子育てしやすい」と思ふ気持ちが20ポイント上がってきた理由として、この施策や目標のどこが影響したのかということについてのお考え、認識を教えてくださいたいと思っております。さらに今後、31年度までに10ポイント上げるために、目標は全部大事だとは思

んですけども、財政的にも、人的にも制限がある中で、特にどこを効率的に、もしくは力を入れなければいけない部分とお考えなのか、教えていただければと思います。

○中山会長 それでは、まず事務局のほうから説明してください。

○事務局 区長は就任以来、ご案内のように子育て支援策を一番の目標にして、区の重要課題ということで様々なことを先駆的に行ってきたと思います。もっと宣伝上手な区もあるんですが、新宿区は非常に地道でして、他の区がやって話題になっているようなことも、新宿区はとうの昔に着手して、早目早目にやってきました。保育所の整備も、23区内ではずっとトップ3で整備をしてきましたし、学童クラブのほかに全校に放課後子どもひろばがあるといったこととか、子ども総合センターを整備するとともに子ども家庭支援センターという支所の機能を充実させるなどしてきました。また、区内に二葉乳児院というところがあり、社会福祉法人と連携しながら、ホームスタートという事業を始めたりもしています。

小学生保護者の満足度が特に上がっているということは、長年ずっと新宿区に住んでいらして、いろいろな子育てサービスを経験した上で、評価が上がっているということなので、特に意義が大きいなと思っております。区長からもお願いします。

○中山会長 実は、私はずっと行政の中で仕事をしてきたのですが、一般的に、長期計画を立てて、その計画目標を達成するというのはなかなか難しいことです。今回、目標を何にするかということも、かなり議論した上で、調査票を作ったりしながらやってまいりました。

一番最初にこの計画を作った時には、少子化をどうするかということが、国全体で出ていた一番大きな課題でした。私が、地域の皆さんや先生方、職員とも議論しながら考えた決着点というのは、「子どもを産むか産まないかというのは、それぞれの価値観に係わる場所である。しかし、子どもを産みたいと思う人が産めるような状況を作っていくことは、これは行政の役割である」と。そこで、その役割とは何かと言ったら、子育てがしやすいまちだという条件整備をすることであり、子育てしやすいと思う人を増やすことによって、子どもをたくさん産んでくれるのではないかと、ということでした。

そのような議論をしながら、平成15年度に初めて「子育てしやすいまちだと思うか」という調査を行い、その後ずっと、5年ごとに調査を行ってきたんですけども、一番最初の調査結果は、就学前児童保護者の24.7%、小学生保護者の16.6%の方が、子育てしやすいと言ってくださいました。その時に、子育てしやすいと思う小学生保護者の方を、何とか倍増くらいまでさせたいということで、この目標値を作ったんですけども、その目標値を超えることはなかなか難しいと考えていました。しかし、その5年後に調査をしたところ、これは涙

が出るくらい私たち係わった者としては嬉しかったんですが、目標値を軽々と超えたわけです。そして、その次の計画で、5年後の目標値を作るときに、ここまで上がった数値を更に上げるのは難しいだろうなと思いつつながら、また目標値を作ったところ、それも超えていったということがありました。

実は、今回の計画を作るにあたり、担当から、小学生保護者についても就学前保護者と同じく5%くらいまで持っていきたいけれども、とてもこれ以上は上がらないだろうという話があったんです。しかし私は、いや、そうではなくて、私たち行政が新宿区のまちで整備できることと、地域の皆さんや多くの人たちが子育てに手を貸して係わっていただくことによって、子育てしやすいまちになっていくというような意味では、もっと努力ができるはずだと。だから、高い目標ではあるかもしれないけれども、このくらいの目標を掲げようということで、今回「案」として出させていただきました。

それでは、何が一番効果的か、何を一番に置くべきかというのは、やっぱり時代によって変わっていくと思うんです。いわゆる待機児童解消対策などを徹底してやることとあわせて、子育てを辛いと思うと答えた方たちが、なぜそう感じているのかということも、調査の中でかなり分析をしました。そのうえで、一時保育や親子と一緒に遊べる場所があって、そこに支援者がいるという、相談しやすい状況を子ども家庭支援センターの中で作ったり、周囲の理解の中で子どもを生きやすくしていくというようなことを、私たちがどうやってこのまちの中に浸透させていけるかが重要かと思っています。

そして、子育てしやすいと思う人を増やすことができたのはなぜかと考えますと、行政としての努力、子ども施策のほうにかなり財政的なシフトを掛けたこととあわせて、子どものためばかりでなく、ご高齢の方々にとっても支え手を増やさなければ持続的なまちの維持ができないという意味で、地域でお互いを支え合うことが、多くの人たちにとって必要なことであるということをご理解いただけたことかと思えます。それと、やはりこちらにご出席くださっているような、多くの関係団体、関係者の方々が、子どもたちへの支援の視線、目線をちゃんと持っていていただいているということが、とても重要であるかなと考えております。

○委員 ありがとうございます。新宿区は他区に比べて先進的になっていると思いますし、子育てしやすい環境だと思います。

○中山会長 ありがとうございます。非常に地道に、皆さんとともに進めてこられたということは、やっぱり新宿のまちの力であると考えています。

ほかにどんなことでも結構ですので、ご意見いただけますでしょうか。

○委員 今現在、私も子どもを区立幼稚園に通わせていますが、園長先生方をはじめ、教育委員会の皆様の努力で、本当に充実した教育を行っていただいていると実感しています。かなり前から認定こども園の話が出ていまして、幼稚園のお母さんたちからは、幼稚園の存在が薄れていくんじゃないかとちょっと心配する声もあり、私もそのように思っていました。今日いろいろご説明を受けまして、もちろん0歳児待機児童の解消ももちろんですけども、この課題と方向性のところにもあるように、やはり幼児教育という視点も入れていただいて、今後も、今のような充実した区立幼稚園教育をしていただけるものと理解してよろしいのでしょうか。そうでしたらありがたいなと思っております。よろしくをお願いします。

○中山会長 それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○事務局 区立幼稚園に対する評価、本当にありがとうございます。区立幼稚園につきましては、確かに、子ども園化という流れの中で、あり方の見直し等々も行っている次第です。しかし、今回の資料の中にありますように、区立幼稚園も含めた幼稚園の需要というものが、ここ2年間で相当伸びております。今回、現計画との比較というところで目出しさせていただきましたのは、幼児教育と言う部分です。まさにこれから、5歳児教育の無償化など、国のほうでも幼児教育の充実に向けたいろいろな取り組みがある中で、私どもも、この幼児教育をしっかりと位置付けて進めてまいりたいと思っております。

○中山会長 先生から、よろしいですか。

○福富副会長 確かに、「幼児教育環境の充実」という形で目出しして、現計画よりも前に出ているんですけども、やっぱりこの文言はある意味ではすごく難しく、ちょっと言葉をきつく言うと、もろ刃の部分もない訳ではないと思うんです。幼稚園教育については、保育園も含めた就学前の子どもたちに対して、周囲や、新宿区の行政、あるいは新宿区民が、どのようにそれを支えていくのかということ抜きにして、教育だけが一人歩きしてしまうと、好ましくないことが起きてしまいかねない部分があるということです。この非常に難しい文言をあえて出したというところに、新宿区の一つの覚悟というものを私は感じているんですけども。

○中山会長 ありがとうございます。それでは、ほかにいかがでしょうか。

今回の次期計画案というのは、子どもを取り巻く多くの現実や現状をしっかりと受けとめたうえで、子どもたちは本当に多くの人たちの手や支援があって育っていくんだという視点で議論いただけたので、こういった形で非常に分かりやすくなってきているのではないかと思います。今日お聞きした意見も踏まえ、多くの人たちに十分なメッセージを発信でき、かつ、それが具体的な施策に結びついていくような、そういった計画づくりをしていけるのではないかと

と考えております。

ほかにはいかがでしょうか、どのようなことでも結構ですので、よろしく願いいたします。

○福富副会長 私が新宿区にかかわるようになって、すごく新宿区らしいなと感じていることは、今日お集まりのこの委員にも反映されていると思いますけれども、各地区からの委員が非常に充実していることです。しかも、それは単に名前だけではなく、各地区がそれぞれ活動をなさっていて、地域が非常にしっかりしている。私はここ数年間、特に若者に対する支援にかかわっていますが、子育ての問題も含めて考えたときに、子育てが非常に孤立化しているという状況が少なくない。しかし、新宿はお互いが支え合う風土を、地区が作っているのではなからうかと思うんです。そのところは新宿の強みであるし、その風土がこれからもっともっと充実して子育てしている人々を支えていくと思います。

私は「ホームスタート」にもかかわっていますが、子育てをしている方は、悩みを持っているけれどSOSを出したら悪いのではないかと、そういう、自分に対する変な罪意識みたいなものがあるんです。だから、こんなことを周りや行政にお願いしたら申し訳ないんじゃないか、そばにおじいちゃん、おばあちゃんがいればいいけれども、全くの第三者にお願いや相談をするのは何だか申し訳ないという気持ちが少なからずあるんです。そこで、地域が「そうじゃないよ」と。子育てはみんなで支えるんだから、どんなことでも言ってほしいというような地域の風土を、ますますこれから各地域で作っていただければいいのかなと。それが、子育てだけではなく、中高生の子どもたちの問題行動を少し抑えることにもつながるし、あるいは30代になっても引きこもっているような若者や、非常に悩んでいるその親御さんに対しても、周りが支えていくことがされていけば、ますます新宿というのは、子育てしやすいだけではなくて、住みやすい区になっていくんじゃないでしょうか。

また、私はちょっと、区長には申し訳ないんですけれども、65%という目標はきついですよと思っています。お分かりだと思うんですけれども、調査で65%という数値を出すということは大変なことです。サンプリングの調査で、あることについて、イエスと答える者が65%というのは大変な数字です。そのことを区長は十分踏まえた上で、あえて出されているだろうと思うので敬意を表しますけれども、周りや地域がすごくそれを支えていかないと難しい。この会は、そういう意味では支える場になるんだろうと私は思っています。

○中山会長 今の65%という目標値についてですが、目標値というのは、どのくらいのところまで達成を目指すかということですので、もし達成できなくても、目指すところを高く持ちながら、そして分析をしながらやっていくことが大切だと考えています。確かにおっしゃると

おり、もうここまで来て、次の55%、65%というのはなかなか難しい話ではあるかもしれませんが。しかしながら、先生がおっしゃられましたように、やはり子育てがづらいと思うことがあるというのは、孤立した子育てなどが根本にあるかと思しますので、子育てに限らず、地域の中で人が暮らし、生きていくなかで、互いに尊重し合いながらかかわっていき、都市の中のいい関係をどうやってつくるかという皆さんの試みを、行政としても皆さんとともに地道に推進していけたらと考えているところです。

それでは、そろそろ時間となりますが、他にご質問はよろしいでしょうか。

では、本日、協議をしていただいた点につきましては、皆様のご意見を受けとめて、今後の起草部会、専門部会の中で、部会委員の方々と事務局が一体となりながら検討を進めていただき、また、この次世代育成協議会の場でお諮りするという形で進めてまいりたいと思います。どうか、皆さん、いろいろなご意見がございましたら、今日だけということではありませんで、事務局のほうにもおっしゃっていただけたらと思います。

それでは、最後に事務局から事務連絡等をよろしく申し上げます。

○事務局 それでは、事務局のほうからご連絡が2点ございます。

1点目は、資料についてです。本日、机上に置かせていただいております、新宿区次世代育成支援計画の現行版でございますが、参考までに閲覧用としてお配りをしてしておりますので、申し訳ございませんがお持ち帰りにならず、机上にそのまま置いてお帰りいただければと思います。よろしくお願いいたします。

2点目は、今後の会議スケジュールについてのご連絡になります。初めに、部会の開催についてです。まず、専門部会につきましては、9月4日木曜日午後2時から4時で開催させていただきます。会場は、区役所本庁舎6階第2委員会室となりますのでよろしくお願いいたします。専門部会員の皆様には後日改めてご通知をいたします。また、起草部会につきましては、当初同じく9月4日開催の予定でございましたが、日を改めさせていただきます、9月16日火曜日午前10時から12時で開催させていただきます。会場は、区役所第1分庁舎8階の男子休憩室になります。こちらも起草部会員の皆様には後日改めてご通知いたします。

最後に、次回の次世代育成協議会の開催についてです。第2回次世代育成協議会につきましては、10月20日月曜日午前10時～12時で開催をさせていただきます。会場は、今お越しいただいておりますこちらの大会議室となります。皆様には後日改めてご通知いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上です。

○中山会長 それでは皆様、本日、本当に長時間にわたりありがとうございました。区といたしましては、皆様方の地域活動や、日々の多くの活動やお支えがあってこそ、このまちでの子どもたちの状況も大きく進展していくと思っております。そういった意味では、ぜひ皆様方が、次世代育成支援に今後ともそれぞれのお立場で取り組み、推進していただけますようお願いを申し上げます。

それから、起草部会等々、これから山場にも入ってきて、大変な時期にもなるかと思いますが、どうか皆様よろしくようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、平成26年度第1回新宿区次世代育成協議会を終了いたします。本日はお忙しい中ありがとうございました。

午後 4時53分閉会